

# 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>構造改革特別区域計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>4 構造改革特別区域の特性</b></p> <p>(略)</p> <p><u>本町は、福岡市のベッドタウンとして人口が増加し続けており、2020年3月末現在の総人口は47,938人、総世帯数は20,677戸となっている。</u></p> <p><u>全国的には人口減少時代が始まったが、本町ではまだしばらくは人口増加が続くと予測されており、将来推計人口の増加率(2015年～2045年)は1.204倍で、全国トップクラスの高い伸び率となっている。</u></p> <p><u>年齢構成は、20歳代後半から40歳代の子育て世代の人口が多く、2020年の年少人口(0歳～14歳)の割合は18.0%と、全国的に見ても非常に高い割合を占めている。一方、高齢化率(65歳以上の割合)は2020年で17.8%と全国的に見ても非常に低い割合となっているが、高齢化は着実に進展している。また、核家族化も近隣市町と比べ進行している。</u></p> <p><u>町内には、町立保育所3園、私立保育所7園、認定こども園1園の計11園があり、町立保育所は障害児保育や地域子育て支援の拠点として、私立保育所は延長保育・一時保育・子育て支援事業などの多様な保育サービスを担い、それぞれの役割を明確にして特長を活かした保育サービスを展開している。</u></p> <p><u>待機児童数は、令和4年度4月1日現在で国定義では解消されたが、私的待機児童は依然として多く、保育所施設整備が望まれる一方で、家庭保育者へ向けた地域子育て支援事業のニーズが高い。</u></p> <p>(略)</p> <p>別紙</p> <p>(略)</p> <p><b>2 当該規制の特例措置を受けようとする者</b></p> <p>粕屋町立仲原保育所 粕屋町立 西保育所</p>	<p style="text-align: center;"><b>構造改革特別区域計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>4 構造改革特別区域の特性</b></p> <p>(略)</p> <p><u>人口は、平成20年7月末現在(住民基本台帳)40,612人、世帯数は16,145世帯となっている。昭和35年以降福岡市のベッドタウンとして宅地開発が進み、急速に人口が増加したが、昭和60年以降地価の高騰と水の安定供給のための建築戸数制限により人口増加率は低下した。その後、建築戸数制限の解除により人口増加率は高くなり、現在では緩やかな増加となっている。</u></p> <p><u>平成10年～14年の出生率は“15.1”で全国第5位となり、平成16年は“17.2”、平成17年は“15.9”と高い数値で推移している。近年はマンション建設が進み、今後も高い出生率が見込まれている。</u></p> <p><u>町内には、町立保育所4園、私立保育所1園の計5園があり、町立保育所は障害児保育や地域子育て支援の拠点として、私立保育所は延長保育・一時保育・子育て支援事業などの多様な保育サービスを担い、それぞれの役割を明確にして特長を活かした保育サービスを展開している。</u></p> <p><u>待機児童数は、平成19年度10月1日現在で福岡県内第1位(政令市除く)となっており、保育所施設整備が望まれる一方で、家庭保育者へ向けた地域子育て支援事業のニーズが高い。</u></p> <p>(略)</p> <p>別紙</p> <p>(略)</p> <p><b>2 当該規制の特例措置を受けようとする者</b></p> <p>粕屋町立大川保育所 粕屋町立仲原保育所</p>

## 新旧対照表

新	旧
<p><b>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日</b> 構造改革特別区域計画の認定を受けた日</p> <p><b>4 特定事業の内容</b> 保育所の給食及びおやつについては町立<u>中央</u>保育所内に併設する保育所給食センターから各<u>2</u>保育所への外部搬入方式とする。保育所給食センターから搬入される給食及び午後3時のおやつのおやつ配膳は、各保育所の配膳室（従来の調理室）で行い、外部搬入する給食は全年齢を対象とする。 栄養指導や体調不良児・アレルギーを持つ児童への対応については、保育所給食センター専任の栄養士が助言・指導を行う。</p> <p><b>5 当該規制の特例措置の内容</b> 本事業実施にあたっては、社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2に規定する院外調理における衛生管理とともに、「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」並びに「<u>保育所における食事の提供について</u>」（平成22年6月1日付雇児発第0601第4号）における留意事項を遵守し、衛生面での安全確保・食事の搬入・保管方法など充分配慮しながら施設の職員が調理していると同様の質の高い給食を提供していく計画である。</p>	<p style="text-align: center;">粕屋町立 西保育所 <u>粕屋町立中央保育所</u></p> <p><b>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日</b> 構造改革特別区域計画の認定を受けた日</p> <p><b>4 特定事業の内容</b> 保育所の給食及びおやつについては町立<u>仲原</u>保育所内に併設する保育所給食センターから各<u>3</u>保育所への外部搬入方式とする。保育所給食センターから搬入される給食及び午後3時のおやつのおやつ配膳は、各保育所の配膳室（従来の調理室）で行い、外部搬入する給食は全年齢を対象とする。 栄養指導や体調不良児・アレルギーを持つ児童への対応については、保育所給食センター専任の栄養士が助言・指導を行う。</p> <p><b>5 当該規制の特例措置の内容</b> 本事業実施にあたっては、社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2に規定する院外調理における衛生管理とともに、「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」並びに「<u>構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について</u>」（平成20年4月1日付雇児発第0401002号）における留意事項を遵守し、衛生面での安全確保・食事の搬入・保管方法など充分配慮しながら施設の職員が調理していると同様の質の高い給食を提供していく計画である。</p>

## 新旧対照表

新	旧
(略)	<p>(略)</p> <p>⑧ <u>本町の場合は、町立仲原保育所内に併設する保育所給食センターから他の町立保育所3か所への搬入であり、事実上「契約」という行為になじまないため、保育所給食センター施設長と他の町立保育所施設長との間で「覚書」を締結することにより対応する。</u></p>